令和 9 年度以降の都道府県分担金について（概要）

令和 8 年 11 月

令和9年度以降、当面5年間の都道府県分担金については、今後の収支見通し等を踏まえ、以下のとおり改定し、分担金額を平均で 7.7%引き上げる

【現行】
分担金額＝{均等割額＋人口割額（単価×R2国調人口）}×0.90（10%縮減）

【改定後】
分担金額＝{均等割額＋人口割額（単価×R7国調人口）}×0.98（2%縮減）

・均等割額：1 都道府県あたり 8,000 千円[変更なし]
・人口割額：単価（1.21447 円）[変更：▲0.01635 円]
・縮減措置：2%[変更：10%から縮減率を縮小]

（1）今後の収支見通し（別表1）

人件費、会議開催経費、システム保守費、その他運営諸経費が給与改定や物価上昇の影響により上昇基調にあり、現行の算定方法による分担金改定では、収支不足が継続し、将来的に繰越金が枯渇し財政運営が立ち行かなくなる

（2）令和9年度以降の分担金改定の考え方

①今後5年間に見込まれる運営経費を積算し、期間中の本会の運営に支障が生じない分担金とする

②今後の経費の節減努力

これまでの節減の取組を継続するほか、今後5年間における経費の節減目標を設定

③繰越金のあり方

分担金の払込状況と支出実績をもとに、5年後に確保すべき繰越金の水準を1．7億円余と整理

⇒ 上記の考え方による分担金改定後の今後5年間の収支見通しは（別表2）のとおり

（3）今後の課題（検討過程における意見等）

①人口割の単価設定方法や均等割額の変更など算定方法の全般的な見直し

②基金による運用益の確保など分担金以外の収入の確保

③各種提言、政策要望の整理や地方開催の全国知事会議経費に係る基本条件の整理

（別表1）【現行の算定方法による今後の収支見通し】

（単位：千円）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
事業収入	562,448	554,376	568,074	566,651	570,441	561,613	560,907	562,101	563,213
（うち分担金収入）	480,324	478,140	478,140	478,140	476,350	474,576	472,811	472,811	472,811
支出合計 （事業支出＋固定資産取得支出）	632,513	582,391	605,670	615,470	644,235	629,098	641,148	648,022	660,515
人件費	356,644	353,339	382,467	396,816	405,574	409,856	418,986	421,351	430,807
賃借料	58,823	58,560	69,137	69,137	72,707	72,707	72,707	74,237	74,237
通信運搬費	18,748	20,160	22,491	24,667	22,941	23,399	23,867	24,345	24,832
委託費／保守費	14,620	15,831	17,078	17,304	17,419	17,768	18,123	18,486	18,855
その他事業支出	36,603	33,425	32,134	37,960	36,737	32,883	33,530	34,189	34,862
知事会議	38,742	20,380	38,196	28,520	33,088	33,749	34,424	35,113	35,815
国際事業	49,630	9,030	9,980	14,643	17,154	17,497	17,847	18,204	18,568
（事業支出　計）	573,810	510,725	571,483	589,047	605,620	607,859	619,484	625,925	637,976
固定資産取得支出　等	58,701	71,665	27,038	26,423	38,615	21,239	21,664	22,097	22,539
当年度収支差額	-70,066	-28,016	-37,596	-48,819	-73,794	-67,485	-80,241	-85,921	-97,302
次期繰越収支差額	471,336	443,321	414,310	365,491	291,697	224,212	143,971	58,050	-39,251

（別表2）【分担金改定後の収支見通し】

（単位：千円）

	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
事業収入	608,929	601,875	602,934	604,128	605,240
（うち分担金収入）	514,838	514,838	514,838	514,838	514,838
支出合計 （事業支出＋固定資産取得支出）	643,047	627,886	639,912	646,761	659,229
人件費	405,574	409,856	418,986	421,351	430,807
賃借料	72,707	72,707	72,707	74,237	74,237
通信運搬費	22,941	23,399	23,867	24,345	24,832
委託費／保守費	17,419	17,768	18,123	18,486	18,855
その他事業支出	36,737	32,883	33,530	34,189	34,862
知事会議	33,088	33,749	34,424	35,113	35,815
国際事業	17,154	17,497	17,847	18,204	18,568
（削減努力）	-1,188	-1,212	-1,236	-1,261	-1,286
（事業支出　計）	604,432	606,647	618,248	624,664	636,690
固定資産取得支出　等	38,615	21,239	21,664	22,097	22,539
当年度収支差額	-34,118	-26,011	-36,978	-42,633	-53,989
次期繰越収支差額	331,373	305,362	268,384	225,751	171,763

令和９年度以降の都道府県分担金について

令和８年 11 月 17 日
全国知事会幹事会

全国知事会の収入の大半を占める都道府県分担金（以下、分担金とする。）については、５年に一度公表される国勢調査の結果をもとに改定を行っており、今年度はその改定期である。

その対応案の作成に当たっては、令和８年７月 15 日に開催した理事会において、幹事会を設置し検討することとしたため、幹事会における検討結果について、以下のとおり報告する。

１．分担金を巡る課題と将来見通し

令和９年度以降の分担金の改定を検討するに当たっては、以下の課題認識のもと、検討を行った。

（１）現行の分担金の算定方法における課題

【現行の分担金の算定方法】

分担金額＝{均等割額(8,000 千円)＋人口割額(単価×国調人口)}×0.9(10%縮減)
↑
基準額(5年ごとに改定)

現行の分担金の基準額は、均等割額と人口割額で構成される。

- 均等割額は、１都道府県あたり 800 万円であり、平成８年度以降改定なし
- 人口割額は、単価に各都道府県の国勢調査の人口を乗じた額となっており、国勢調査の結果の公表に合わせ、５年に一度改定
- 人口割額については、平成 14 年度に国勢調査の人口増加率が最も高い都道府県の人口割額が改定前の人口割額と同額（据え置き）となるよう調整することとされ、以降、この算定方式により運用

その結果、人口割額の単価は改定の都度、引下げとなるとともに、国勢調査の人口も平成 20 年度以降減少が続いていることから、均等割額と人口割額の合計である分担金の基準額は、一貫して減少が続いている。

これに加え、平成 14 年度から平成 18 年度の間に行われたいわゆる「三位一体の改革」の影響による厳しい都道府県財政を背景に、平成 18 年度以降の分担金額は基準額からさらに 10%縮減した額となっている。

年度別都道府県分担金状況

（単位：千円）

年　度	均等割額	人口割額	合計額（基準額）	縮減後	備　　考
H4	282,000	123,611	405,611		142,663千円　54.25%増額 平成2年国調による人口割再計算 均等割額　　1県当たり600万円 人口割額（単価）　一人当たり62銭から1円へ
H8	376,000	185,417	561,417		155,806千円　38.41%増額（分権本部設置のため） 均等割額　1県当たり600万円から800万円へ 人口割額（単価）　一人当たり1円から1円50銭へ
H9	376,000	188,353	564,353		2,936千円　0.52%増額 平成7年国調による人口割再計算 人口割額（単価）　一人当たり1円から1円50銭
H14	376,000	182,383	558,383		5,970千円　1.07%減額 平成12年国調を受け、人口割額に増額がないように調整。 人口割額（単価）　一人当たり1.50000から1.43700
H18	376,000	182,383	558,383	520,542	H18.7.12補正予算 17年度基準額の10%相当額を縮減 （37,841千円の減額）
H19	376,000	176,110	552,110	496,898	5,644千円　1.12%減額 平成17年国調を受け、人口割額に増額がないように調整。 人口割額（単価）　一人当たり1.43700円から1.37850円 10%縮減継続
H24	376,000	168,632	544,632	490,173	平成22年国調を受け、人口割額に増額がないように調整。 人口単価　1.37850円から1.31685円へ 10%縮減継続
H29	376,000	166,618	542,618	488,360	平成27年国調を受け、人口割額に増額がないように減額調整。 人口割額（単価）　1.31685円から1.27933円へ
H30	376,000	164,610	540,610	486,555	10%縮減継続 分担金収入の減額幅をなだらかにするため3年で段階的に減額する激変緩和措置を実施 29年度　1/3減額 30年度　2/3減額 31年度　緩和措置なし
R1	376,000	162,596	538,596	484,739	
R4	376,000	155,264	531,264	482,525	令和2年国調を受け、人口割額に増額がないように減額調整。 人口割額（単価）　1.27933円から1.23082円へ
R5	376,000	155,264	531,264	480,324	10%縮減継続 分担金収入の減額幅をなだらかにするため3年で段階的に減額する激変緩和措置を実施 R4年度　1/3減額 R5年度　2/3減額 R6年度　緩和措置なし
R6	376,000	155,264	531,264	478,140	

（２）運営経費の上昇

本会の運営経費は、事務局職員に対する給与等（人件費）、全国知事会議や国際会議等の開催経費、業務システムの保守をはじめとする事務諸経費等で構成される。これら経費については、人事院勧告での給与の引き上げや国内での人手不足、不安定な国際情勢等の影響による物価の上昇基調により、年々増加する傾向にある。この傾向は今後も続くものと見込まれ、今後の本会の運営への影響が危惧されるところである。

（３）今後５年間における収支見通し

以上を念頭に、現行の分担金の算定方法による場合、今後５年間の収支がどのようになるか、事務局の試算をもとに検討を行った。

試算は、これまでの実績（決算額）をベースに、物価の上昇基調が今後も続いていくことを前提として運営経費を推計。この考え方を基本に、令和８年度の支払実績など反映できるものは反映するとともに、試算の前提とした決算額からその年度特有の特殊要因に関連する経費を除外するなど、幹事会において精査を行った。

その結果、次表のとおり、今後５年間においても収支のマイナス基調は続き、その間、不足する額は繰越金により対応するも、令和 13 年度には繰越金は枯渇し、将来的に本会の財政運営は立ち行かなくなるとの結論に至った。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
事業収入	562,448	554,376	568,074	566,651	570,441	561,613	560,907	562,101	563,213
（うち分担金収入）	480,324	478,140	478,140	478,140	476,350	474,576	472,811	472,811	472,811
支出合計 （事業支出＋固定資産取得支出）	632,513	582,391	605,670	615,470	644,235	629,098	641,148	648,022	660,515
人件費	356,644	353,339	382,467	396,816	405,574	409,856	418,986	421,351	430,807
賃借料	58,823	58,560	69,137	69,137	72,707	72,707	72,707	74,237	74,237
通信運搬費	18,748	20,160	22,491	24,667	22,941	23,399	23,867	24,345	24,832
委託費／保守費	14,620	15,831	17,078	17,304	17,419	17,768	18,123	18,486	18,855
その他事業支出	36,603	33,425	32,134	37,960	36,737	32,883	33,530	34,189	34,862
知事会議	38,742	20,380	38,196	28,520	33,088	33,749	34,424	35,113	35,815
国際事業	49,630	9,030	9,980	14,643	17,154	17,497	17,847	18,204	18,568
（事業支出　計）	573,810	510,725	571,483	589,047	605,620	607,859	619,484	625,925	637,976
固定資産取得支出　等	58,701	71,665	27,038	26,423	38,615	21,239	21,664	22,097	22,539
当年度収支差額	-70,066	-28,016	-37,596	-48,819	-73,794	-67,485	-80,241	-85,921	-97,302
次期繰越収支差額	471,336	443,321	414,310	365,491	291,697	224,212	143,971	58,050	-39,251

※R９年度以降の収支見通しに合わせ、R５～７年度の支出から退職給付費用を除いたため、事業支出計と当年度収支差額は決算書と一致しない。R８年度は、今年度の支払実績等をもとに試算

【収支見通しの推計方法について】

・ 人件費については、令和８年度の実職員数を維持する前提で、直近３年の人事院勧告による給与の引き上げ（平均２.５％）と定時昇給（1%程度）分が上昇していくと仮定。社会保険料は給与総額に一定率を乗じた額で試算。また、期間中に想定される退職等職員の減と新規採用も考慮。なお、退職給付については退職給付積立資産から取り崩して支出するため試算からは除外

・ 人件費以外の経費については、原則、過去３年（令和 5～７年度）の決算額の平均値をベースとして、年２％物価が上昇すると仮定し試算

・ ただし、平均値から特殊要因（その年度のみ発生した特別な支出等）は除く一方、上昇額が確定している費用（賃借料）や特定年度に発生する費用（業務端末の入れ替え）等は試算に反映

２．令和９年度以降の分担金について

上記の課題認識のもと、令和９年度以降の分担金について、幹事会において検討を行った。以下、幹事会での検討結果について報告する。

（１）基本的な考え方

分担金の改定に当たっては、今後５年間に見込まれる運営経費を積算し、期間中の本会の運営に支障が生じないよう分担金のあり方を検討する。

また、分担金の引き上げを行う場合も、最小限となるよう検討するものとする。

（２）経費の節減

物価の上昇等により、運営経費の上昇が見込まれる一方、事務局運営に係る経費節減は不可欠な取組であることから、幹事会において、これまでの取組を確認するとともに、今後のさらなる取組について検討を行った。

運営経費については、平成 20 年度以降、全面的な見直しを実施し、広報誌の制作経費の削減・廃止、調査研究事業の縮小･廃止など事業そのものの廃止にも取り組んできた。近年では、公用車の廃止や事務所スペースの縮小など運営諸経費の削減に取り組むとともに、業務システムのクラウド移行による業務のリモート化、決裁の電子化による業務の簡素・省力化、ＡＩの活用による議事録作成業務等の迅速・省力化など事務局運営の合理化に取り組んできたところである。

【これまでの経費節減の主な取組】
・広報誌「都道府県展望」の見直し、廃止（平成 20～24 年度）
・研究事業（自治制度研究会/自主研究等）の見直し、廃止（平成 20～30 年度）
・各種団体（地方自治確立対策協議会等）への負担金の削減（平成 20 年度～）
・国際会議における参加諸経費の負担の見直し（平成 20 年度～）
・専任総務部長ポストを廃止し事務局次長が兼務（令和２年度～）
・民間派遣職員の削減（令和２年度）
・事務所スペースの縮小（令和３年度）
・公用車の廃止（令和３年度）　　など

今後も、近年進めている業務合理化の取組を継続するとともに、更なる経費節減の取組を進めていくことが必要である。今般の分担金の改定に当たっては、以下に示す具体的な取組の効果等も考慮した上で改定を行うこととした。

【今後の更なる経費節減の取組】
・旅費の節減（予約時の工夫、出張規模の見直し等）
・印刷製本費の節減（資料の電子化等ペーパレス化の推進）
・消耗品費の節減（在庫管理の徹底等）　など

上記取組の検討に当たっては、幹事会において事務局経費の各費目について精査し、以下のとおり、対象費目を抽出し、今後５年間で 10%の節減を目指すこととした。

	節減項目 ５年間費用合計	10%削減後の 費用合計	節減額
	61,843,341	55,659,010	6,184,331
（内訳）			
旅費交通費	34,855,946	31,370,353	3,485,593
旅費交通費/知事会議	15,384,368	13,845,932	1,538,436
旅費交通費	19,471,578	17,524,421	1,947,157
印刷製本費	12,819,553	11,537,598	1,281,955
消耗品費	14,167,842	12,751,059	1,416,783

なお、経費節減の取組については、今後、毎年度の決算審議において、当該年度における取組等について報告することとする。

（３）繰越金のあり方

幹事会では、繰越金のあり方が論点の１つとなった。

「予算の不足が生じる場合は、当面繰越剰余金を充当しながら運営する」という方針が平成 22 年度に決定され、以後、これを本会の財政運営の基本として、単年度において不足額が生じた際も分担金の改定を行うことなく対応してきたところである。

幹事会において、「今後確保すべき繰越金の水準はどの程度なのか」という問題提起がなされ、検討を行った結果、収入の大半を分担金収入に依存している本会の財務の特性を踏まえ、年度当初の請求から実際に分担金が払い込まれるまでの間の支出に支障が生じない水準をあるべき水準とすることとした。

具体的には、分担金が完納となる４月から６月までの３ヵ月間の支出実績（年間事業支出の 28%程度）を踏まえ、令和 13 年度の事業支出見込額の概ね 28%に相当する額（１.７億円余）を令和 13 年度末に確保することとした。

【直近 10 年における４～６月の支出額実績】

	4-6月事業支出	年間事業支出	年間事業支出に対する6月末時点の支出割合
H28年度	151,355,215	541,853,921	28%
H29年度	151,792,201	552,129,089	27%
H30年度	167,410,723	583,089,348	29%
R1年度	159,390,580	569,033,770	28%
R2年度	146,619,224	492,952,891	30%
R3年度	150,469,538	463,183,735	32%
R4年度	130,422,449	519,024,915	25%
R5年度	137,398,340	573,811,971	24%
R6年度	131,233,242	510,725,984	26%
R7年度	141,984,746	571,483,717	25%

（４）分担金の算定方法

分担金の算定方法については、1.（１）においてその課題を記載したところであるが、幹事会においては、平成 18 年度から継続する 10%の縮減措置のあり方や、平成８年度以降変更を行っていない均等割の見直し等について意見が出された。

上記の経費節減の取組や繰越金の水準設定などを踏まえ検討を行った結果、現行の基準額の算定方法を前提として、10%の縮減措置をどうするかに焦点を当て、最終的に 10%の縮減率を２%にするとの結論を得るに至った。

（５）令和９年度以降の分担金について

上記の検討経過を踏まえ、令和９年度以降の分担金については、以下によることとし、理事会に報告する。

なお、各都道府県の分担金額は、別添のとおりである。

【令和９年度以降の分担金の算定方法】

分担金額＝｛均等割額＋人口割額（単価×国調人口)｝×0.９８（2%縮減） ↑ 基準額（５年ごとに改定）

・均等割額：1 都道府県あたり 8,000 千円［変更なし］
・人口割額：単価（1.21447 円）［変更：▲0.01635 円］
・分担金基準額の縮減措置：2%［変更：10%から縮減率を縮小］
↓
・改定前（令和８年度）に対する分担金の増減率：平均 7.7%の増

【上記分担金改定による今後５年間の収支見通し】

	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
事業収入	608,929	601,875	602,934	604,128	605,240
（うち分担金収入）	514,838	514,838	514,838	514,838	514,838
支出合計 （事業支出＋固定資産取得支出）	643,047	627,886	639,912	646,761	659,229
人件費	405,574	409,856	418,986	421,351	430,807
賃借料	72,707	72,707	72,707	74,237	74,237
通信運搬費	22,941	23,399	23,867	24,345	24,832
委託費／保守費	17,419	17,768	18,123	18,486	18,855
その他事業支出	36,737	32,883	33,530	34,189	34,862
知事会議	33,088	33,749	34,424	35,113	35,815
国際事業	17,154	17,497	17,847	18,204	18,568
（削減努力）	-1,188	-1,212	-1,236	-1,261	-1,286
（事業支出　計）	604,432	606,647	618,248	624,664	636,690
固定資産取得支出　等	38,615	21,239	21,664	22,097	22,539
当年度収支差額	-34,118	-26,011	-36,978	-42,633	-53,989
次期繰越収支差額	331,373	305,362	268,384	225,751	171,763

【参考】

分担金額は、10％の縮減措置を導入した平成 18 年度以降、一貫して減少してきたが、今回の改定による分担金額は、平成 18 年度の分担金額（5.2 億円）とほぼ同水準となる。



H18 年度以降の分担金額は 10%(R9 は 2%)縮減後の金額

３．今後の課題

令和９年年度以降５年間の分担金についての幹事会の結論は、以上のとおりであるが、検討過程（幹事県以外の都道府県への意見照会を含む。）において以下の意見があった。

（１）分担金の算定方法に関する意見

今後の課題として、人口割の単価の設定方法や平成８年度以降改定のない均等割額の変更、人口割額と均等割額の割合の変更などの検討が必要との意見があった。なお、東京都から、会議での１都道府県１票を踏まえ、全額均等割（全都道府県同額）とすべきではないかとの意見があった。

（２）その他収入の確保に関する意見

分担金以外の収入確保策の検討、例えば基金による運用益の確保等についても検討が必要との意見があった。

（３）本会の今後の運営に関する意見

今後も物価の上昇等による経費の増加が見込まれる中、本会の運営に関しても以下の意見があった。

① 各種提言、政策要望の整理

全国知事会の各種提言等は、各本部や委員会等で取りまとめる「提言等」と、従来から次年度の国の施策及び予算に対する要望として取りまとめてきた「政策要望」の二本立てとなっている。

本来、政策要望として一本だったものが、その後の都道府県の抱える課題の多様化、複雑化により、二本立てとなったものであるが、内容的な重複も見られることから、業務の簡素化という点で一度整理してもいいのではとの意見があった。

② 全国知事会議経費の考え方

例年７月に開催する全国知事会議の開催経費については、会場の性格、立地や周辺環境、開催県の意向等により、開催経費が大きく左右されるところであるが、なるべく費用のかからない簡素な運営を目指す上で、基本条件に係る申し合わせなどをしてはどうかとの意見もあった。

令和9年度以降の都道府県分担金について

別　紙

（単位：千円）

	都道府県	R9年度				R8年度		
		①均等割額	②人口割額	基準額 ①＋②	分担金額 (①＋②)×98%	分担金額 (10%縮減後)	増加率 R9/R8	増加額 R9−R8
北海道東北(8)	北海道	8,000	6,048	14,048	13,767	12,988	6.0%	779
	青森県	8,000	1,384	9,384	9,196	8,572	7.3%	624
	秋田県	8,000	1,071	9,071	8,890	8,263	7.6%	627
	岩手県	8,000	1,366	9,366	9,179	8,541	7.5%	638
	山形県	8,000	1,205	9,205	9,021	8,384	7.6%	637
	宮城県	8,000	2,703	10,703	10,489	9,750	7.6%	739
	福島県	8,000	2,077	10,077	9,875	9,230	7.0%	645
	新潟県	8,000	2,510	10,510	10,300	9,638	6.9%	662
関東(10)	東京都	8,000	17,290	25,290	24,784	22,761	8.9%	2,023
	群馬県	8,000	2,266	10,266	10,061	9,348	7.6%	713
	栃木県	8,000	2,263	10,263	10,058	9,341	7.7%	717
	茨城県	8,000	3,388	11,388	11,160	10,376	7.6%	784
	埼玉県	8,000	8,850	16,850	16,513	15,336	7.7%	1,177
	千葉県	8,000	7,599	15,599	15,287	14,162	7.9%	1,125
	神奈川県	8,000	11,166	19,166	18,783	17,432	7.8%	1,351
	山梨県	8,000	946	8,946	8,767	8,097	8.3%	670
	静岡県	8,000	4,209	12,209	11,965	11,225	6.6%	740
	長野県	8,000	2,373	10,373	10,166	9,469	7.4%	697
東海北陸(5)	富山県	8,000	1,193	9,193	9,009	8,347	7.9%	662
	石川県	8,000	1,320	9,320	9,134	8,455	8.0%	679
	岐阜県	8,000	2,295	10,295	10,089	9,392	7.4%	697
	愛知県	8,000	9,045	17,045	16,704	15,555	7.4%	1,149
	三重県	8,000	2,056	10,056	9,855	9,161	7.6%	694
近畿(7)	福井県	8,000	885	8,885	8,707	8,050	8.2%	657
	滋賀県	8,000	1,691	9,691	9,497	8,766	8.3%	731
	京都府	8,000	3,036	11,036	10,815	10,056	7.5%	759
	大阪府	8,000	10,638	18,638	18,265	16,990	7.5%	1,275
	奈良県	8,000	1,540	9,540	9,349	8,667	7.9%	682
	和歌山県	8,000	1,049	9,049	8,868	8,222	7.9%	646
	兵庫県	8,000	6,458	14,458	14,169	13,253	6.9%	916
中国(5)	鳥取県	8,000	635	8,635	8,462	7,813	8.3%	649
	岡山県	8,000	2,195	10,195	9,991	9,292	7.5%	699
	島根県	8,000	764	8,764	8,589	7,943	8.1%	646
	広島県	8,000	3,258	11,258	11,033	10,301	7.1%	732
	山口県	8,000	1,534	9,534	9,343	8,687	7.6%	656
四国(4)	香川県	8,000	1,101	9,101	8,919	8,253	8.1%	666
	徳島県	8,000	820	8,820	8,644	7,997	8.1%	647
	愛媛県	8,000	1,530	9,530	9,339	8,679	7.6%	660
	高知県	8,000	781	8,781	8,605	7,966	8.0%	639
九州(8)	福岡県	8,000	6,167	14,167	13,884	12,889	7.7%	995
	佐賀県	8,000	948	8,948	8,769	8,099	8.3%	670
	長崎県	8,000	1,496	9,496	9,306	8,654	7.5%	652
	大分県	8,000	1,307	9,307	9,121	8,445	8.0%	676
	熊本県	8,000	2,037	10,037	9,836	9,126	7.8%	710
	宮崎県	8,000	1,236	9,236	9,051	8,384	8.0%	667
	鹿児島県	8,000	1,836	9,836	9,639	8,960	7.6%	679
	沖縄県	8,000	1,781	9,781	9,585	8,825	8.6%	760
合計		376,000	149,346	525,346	514,838	478,140	7.7%	36,698

総務省統計局令和7年国勢調査人口集計結果による。

＊人口割算出方法（各都道府県の単価が増額しないよう調整。
7年国勢調査で最も人口伸び率の高い東京都を基準とする）

東京都令和８年度人口割額（10％縮減前）÷7年国勢調査による東京都の人口＝単価（1.21447）

単価×7年国勢調査による各都道府県の人口＝人口割額（千円未満四捨五入）